

# 平成21年度財団法人横浜市総合保健医療財団事業計画

## 財団運営

### 1 これまでの取組

当財団は、急速な高齢化に伴い増加しつつある要介護高齢者や、精神障害者等の要援護者が、住み慣れた地域社会で安心して家庭生活を送るために、保健・医療・福祉という枠組みにとらわれない新しい取組を通して、ニーズに即応した、柔軟、かつ、きめの細かいサービスを提供することを趣意として、横浜市総合保健医療センターの建設にあわせ平成4年に設立されました。

この先進的な目的実現のため、財団は行政との連携はもとより、保健・医療・福祉関係者、関係機関、関係団体等、地域社会の人的、社会的資源の結集を図りつつ一丸となって取り組んでまいりました。

### 2 介護保険制度等の創設及び精神障害者退院促進と社会的意識の変化

要介護高齢者に対する当財団のこうした取組が全国に波及するとともに、平成12年の介護保険制度の導入に伴う、福祉サービスにおける「措置」から「契約」への流れとあいまって、利用者の利便は著しく向上いたしました。

また、当センターの先進的機能である精神障害者の社会的入院の解消についても、国や自治体が重要な課題として認識することとなりました。こうした流れの中で、「痴呆」が「認知症」に、「精神分裂症」が「統合失調症」となったことに象徴されるように、社会的意識も、これらの疾病は「誰もがかかりうる疾病の一つ」として受け止める方向に変化しつつあります。また、診断や治療面においても著しい進歩が見られます。

### 3 財団の役割と新たな市民ニーズへの対応

身体・知的・精神障害者に対する福祉サービスを一元的に提供する障害者自立支援法の施行や、要介護高齢者サービス施設（特養・老健）等の社会的基盤が整いつつあるなかで、財団の設立趣旨をより実現しやすい状況になっています。

こうしたなかで、社会的資源をより効果的に活用するための支援、長期入院を余儀なくされている精神障害者の退院促進、認知症の早期診断による早期対応、医療制度改革への対応等、新たな市民ニーズへの取組とサービスの質の向上が求められています。

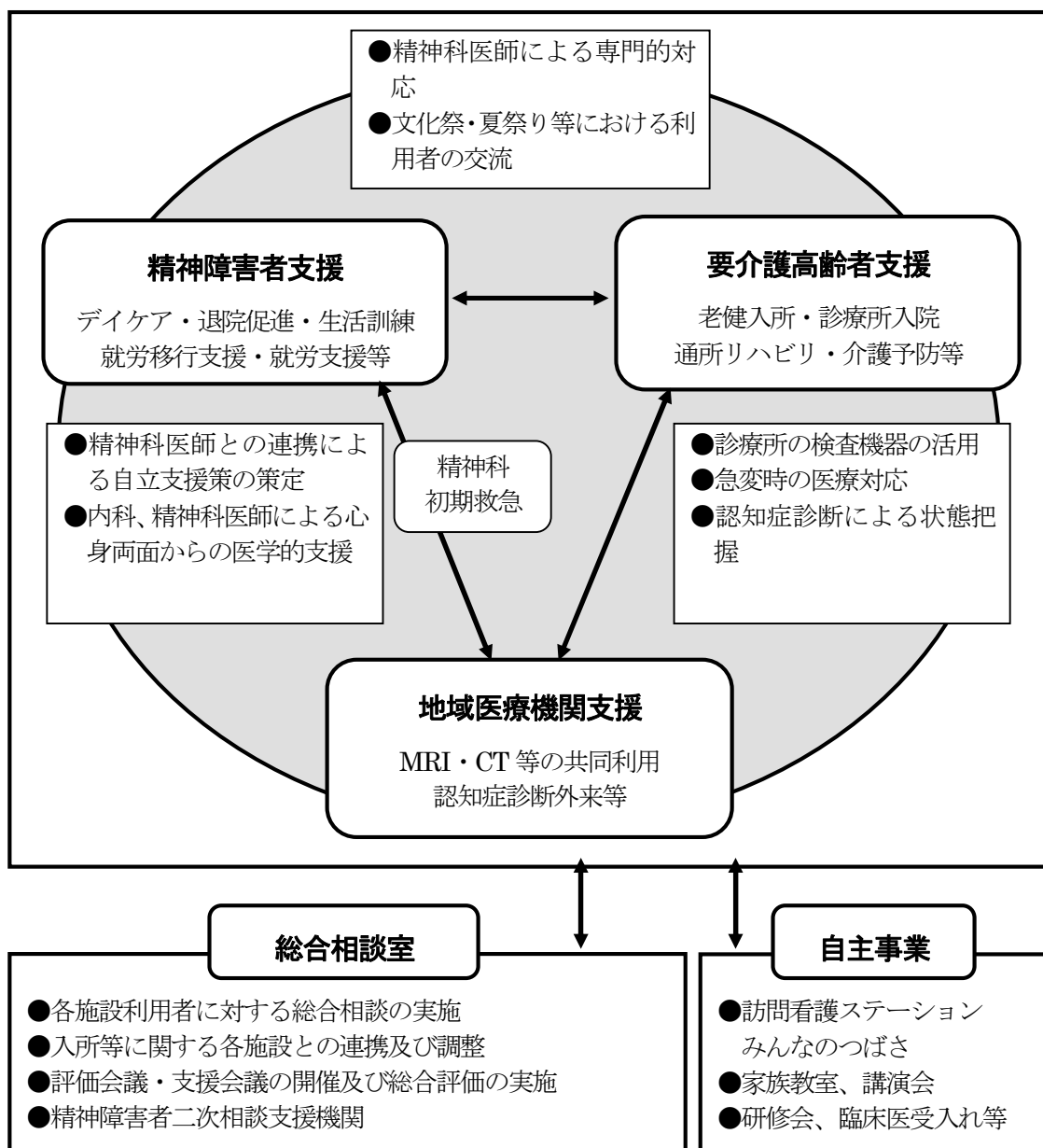
平成21年度は、総合保健医療センター内に港北区の精神障害者生活支援センターの開設が6月に予定されており、また、精神障害者の就労支援を自立支援法に基づく就労移行支援事業への転換を行う等、引き続き社会意識の変化等と新たな市民ニーズを踏まえ、財団の基本理念にのっとり、港北区生活支援センターを含めた総合保健医療センター並びに神奈川区及び磯子区生活支援センターの管理運営に努めてまいります。

また、横浜市とは、各施設の指定管理者として「指定管理協定」を、さらに、外郭団体として「特定協約」を締結していますが、これら協定による事業水準、計画数値等についても着実に達成して、経営の安定化とサービスの質の向上に努めてまいります。

## 横浜市総合保健医療センター管理運営事業

横浜市総合保健医療センターは、保健・医療・福祉の専門機関や関係団体と地域の皆様が有機的に連携し、在宅で援護を必要とする方々に対して、総合的、一体的なサービスを提供する「地域ケアシステム」を専門的・総合的に支援する目的で開設されました。

当センターは、「精神障害者支援」「要介護高齢者支援」「地域医療機関支援」の3つの事業・施設から構成されますが、これらは各々独立したものではなく、それぞれの機能を発揮するために相互に連携・協働し、一体となって在宅支援を行います。総合相談や自主事業も3つの事業を直接、間接に支持するものです。また、家族教室や講演会などを通じ、疾病に対する正しい理解やその予防方法等の啓発にも努めてまいります。



## 1 精神障害者支援事業

長い間、精神障害者は社会の偏見や誤解のなかにあり、生活や就労などの困難を抱えてきました。また、条件が整えば退院が可能であるにもかかわらず、いまだに、多くの人が精神科病院等において長期の社会的入院を余儀なくされています。こうした状況を看過することは、人権上からも重要な問題であるとの認識のもと、当センターでは、「地域のなかで、自分の生活のスタイルを自分で決めていける暮らしができる。」ことを基本的理念として、精神障害者支援事業に取り組んでまいりました。

センターの施設機能は、開設当初においては、社会復帰施設の絶対的不足等に対応する先進的なものでしたが、その後の精神保健福祉施策の進展を踏まえ、開設時の機能をより充実するとともに、時代に即した「より高度」「より先駆的」「より公共的」な事業へと改善が求められています。

横浜市は「障害者プラン」において、本市における精神保健福祉の課題を示しており、センターの指定管理選定の際に、当財団はこの課題への取組を事業計画に盛り込んでおります。

平成21年度も、課題を踏まえた事業の充実に努めるとともに、通所授産施設が「就労移行支援事業」へ移行するなど、「障害者自立支援法」への対応も着実に進んでまいりました。

(参考) 横浜市「障害者プラン」における精神保健福祉の課題

- 精神障害への社会的理解が進まない→偏見・誤解の存在・生活のしづらさ
- 社会的入院が市内に920人→生活の場の確保・人権の問題
- 困難な就労→就労訓練・企業の理解
- 対象領域の拡大→人格障害、思春期など新しい課題や医療観察法対応
- 救急医療体制の充実→初期及び二次救急の確保

### (1) 精神科デイケア (定員40人)

精神障害を抱える人が、社会復帰や生活の安定といった個別の目標や希望に近づけるように、グループ活動と個別面接を通じて、リハビリテーションを行っています。特に平成19年度から、それまでの日中の居場所としての役割に加え、心理社会的治療を積極的に実施する機能を拡大しました。

具体的には、SST (対人関係の技能の獲得)、心理教育 (病気の知識と工夫の仕方)、就労準備プログラムなど、通所される方の目標に向けた取組を重点的に実施しています。併せて、個別面接を定期的実施し、リハビリテーションが効果的に進められるような体制を採っています。

また、気分障害や不安障害などを抱える利用者数の増加とともに、「ストレスケアグループ」として、疾患別によるプログラムを開始し、疾患や障害の特性に合った支援を展開しています。

さらに、家族支援を積極的に実施しました。通所される方のご家族に対しては、「家族プログラム」を毎月1回実施しました。また市民で統合失調症の方の御家族に対しては、「家族SSTセミナー」を年3クール実施しました。

こうした取組により、時代に即した「より高度」「より先駆的」「より公共的」な事業を展開するデイケアとして運営されています。

平成21年度は、これらの取組を充実させていくとともに、新たな事業を開始し、利用者のニーズに、より即したリハビリテーションを展開していきます。

#### ア 統合失調症以外の精神疾患、精神障害を抱える利用者に対する、効果的なリハビリテーションプログラムの提供

新規通所者及び見学希望者の中で、うつ病や躁うつ病、不安障害、身体表現性障害等の疾患や障害を抱える人の割合が大きくなってきています。そこで、これまでのリハビリテーション

プログラムに加えて、対象疾患や対象の障害に向けた新たなプログラムを検討し、効果的なりハビリテーションを実施できるように進めていきます。現在、週3日「ストレスケアグループ」プログラムとして展開していますが、これを週5日に拡大し、利用者のニーズにあったプログラムを拡大し、提供します。

#### イ 統合失調症を抱える利用者に対するリハビリテーションプログラムのさらなる充実

在籍者数の8割以上が、20～30歳代の利用者であり、また通所目標も、積極的な社会復帰（就職、就学、復職、復学など）を掲げる人が非常に多くなっています。そこで、積極的に心理社会的治療を実践していきます。具体的には、SST、心理教育、就労準備プログラムの内容を拡充していきます。また、就労を始めた利用者を対象とする「就労継続SST」を開始します。

30歳代以降の利用者については、食生活を中心とする健康管理の向上についての取組も不可欠となります。そこで、認知行動療法を援用した「健康管理プログラム」を実践します。

#### ウ 「気分障害によって休職している人を対象としたリワーク（復職支援）プログラム」の開始

社会背景の変化にともなって、気分障害を抱える人の休職者数が増大し、復職にむけたリハビリテーションが求められています。当デイケアが中心となり、精神障害者支援各部門が連携しながら取り組めます。

#### エ 自主事業「家族SSTセミナー」を実施

当事者のいる家族が、あまり無理をせず、少し楽にご自身の生活を営めるような工夫について、SSTを通じて取り組んでいきます。平成20年度に引き続き、横浜市全区を対象に、年2回実施します。

精神科デイケア延利用者数

18年度	19年度	20年度見込	21年度計画
7,521人	9,486人	9,200人	9,200人

### (2) 精神障害者生活訓練（定員 長期入所20人、短期入所6人）

生活訓練施設は、精神障害者の地域移行において重要な役割を果たしており、主に精神科病院入院者の単身生活への移行を目指した事業を展開しています。

長期入所（ホステル）では、精神障害者が地域で自立した生活ができるように、退院を目指している方の体験利用や単身での自立を目指す在宅の方などを対象として、国の定める期間の二分の一から三分の一にあたる短期間入所による生活訓練を行います。利用者は個室に居住して、職員による生活全般にわたる密度の濃い支援を受けながら、服薬や金銭の管理、衣食住全般にわたる日常の生活技術を身につけていきます。必要な方にはアパート探しを含めた退所後の居所設定の支援も行います。

短期入所（ショートステイ）では、地域で生活する方だけでなく、退院を目指している方にも対象を広げ、様々な目的で多くの方に利用していただきます。特に生活訓練が独自に提供してきた退院を目指している方のご利用については、平成20年度から横浜市単独事業である「横浜市精神障害者地域生活推進事業」として事業化され、退院を目指す方がより負担なく、生活訓練施設を利用できる仕組みが整うこととなりました。

さらに、平成17年度から開始した、「病院巡業」（精神科病院に出向き、入院患者に退院後の具体的な生活パターンを演劇で示す等、当該病院やその周囲の地域関係機関と連携して退院に

に向けた動機付けを行う事業)や他機関での出前PR活動、さらに全国各地からの要望に応え、平成20年度新たに発行した冊子「ひとり暮らしのコツ集めてみました。」の通信販売等、地域生活移行に関する普及啓発事業にも引き続き取り組みます。

また、平成19年8月から開始した横浜市自立生活アシスタント派遣事業では、訪問による精神障害者の地域生活への適応能力向上への支援と日常生活上の危機介入を行うことにより、精神障害者の地域生活の維持継続と自己実現を支援します。

さらに、平成20年度は、以上の生活訓練における精神障害者の地域生活移行に向けた様々な事業が、「厚生労働省障害者自立支援調査研究プロジェクト」に採択され、調査研究事業にも取り組みました。平成21年度は、このプロジェクトの「精神科病院からの中間的支援のあり方に関する研究」を通して生活訓練の取組が全国的なモデルとなり、障害者自立支援法への政策提言を行うことを目的に、引き続き調査研究事業の実施に向けて取り組む予定です。

新たなテーマとして公設の生活訓練施設の大きな課題となっている医療観察法対象者の地域生活移行支援手法の確立及び、障害者自立支援法に基づく新体系事業への移行準備にも取り組む予定です。

#### **ア 長期入所 (ホステル)**

原則6か月間最長1年間の生活訓練を通して、利用者の単身自立等の目標実現を支援します。

国の定める生活訓練施設の利用期間は原則2年間ですが、当センターではそれぞれの利用者の目的や課題を明確にすることで、短期間での地域移行を円滑に進めるための支援を展開しており、結果的により多くの単身自立者を地域に送り出しています。また、退所者の9割以上が地域生活を継続できていることもわかっております。

#### **イ 短期入所 (ショートステイ)**

原則として1週間以内の利用を通して、休息や家族との分離、自立生活の体験等それぞれの利用目的に応じた支援を行います。

家族や支援者と共に体験的に宿泊する見学体験利用も行います。

本事業は、平成18年10月から自立支援法事業に移行しましたが、緊急時の入所対応などは平成21年度も引き続き実施します。

#### **ウ 自立生活支援アシスタント派遣事業**

原則として単身等で家族等による日常的な支援が受けられない精神障害者を対象に、訪問による生活支援・コミュニケーション支援・緊急時対応を行い、地域生活の維持継続に向けた支援を行います。

訪問型の支援は比較的新しい支援手法である為、平成21年度は、他機関が実施する訪問型の支援との情報交換や連携に積極的に取り組むことで、より効果的な支援手法の確立に取り組めます。

#### **エ 地域移行 (退院促進) に関する普及啓発**

○病院巡業・啓発活動とネットワークづくり

○出前PR…区役所、生活支援センター、医療機関等で、直接、精神障害者への制度活用、総合保健医療センターの利用案内

○冊子の通信販売・「ひとり暮らしのコツ集めてみました。」による生活訓練の支援内容の紹介などの活動に引き続き取り組みます。

生活訓練延利用者数・延回数

	18年度	19年度	20年度 見込み	21年度 計画
長期入所	6,721人	6,766人	6,500人	6,800人
短期入所	1,925人	1,836人	2,280人	1,900人
啓発等事業	11回	7回	5回	5回

### (3) 精神障害者就労訓練

近年の障害者に対する就労訓練においては、その職業的課題を乗り越えるために企業環境の下での評価と訓練を重要視しています。特に、体験したことの応用・汎化や問題対処能力に課題が見られることの多い精神障害者の就労訓練にあたっては、施設の中だけでなく、実際の労働環境での訓練が不可欠と言えます。

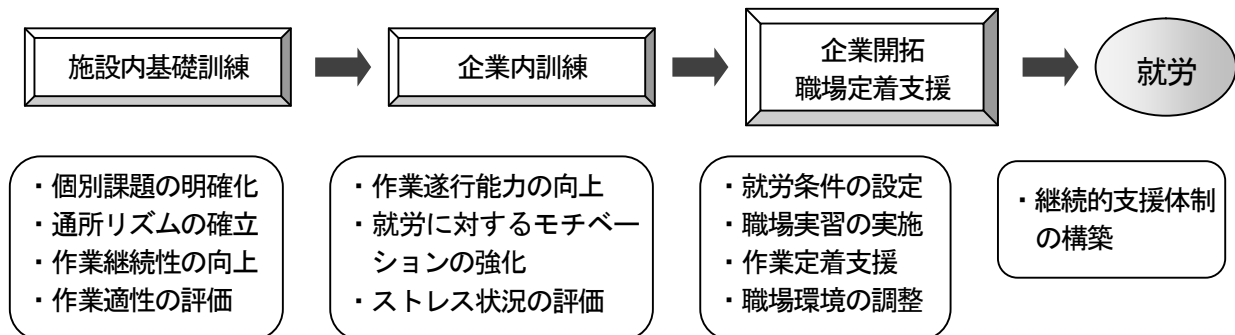
就労訓練係では、平成20年度から試行的に企業内での訓練を開始しました。この訓練では、青果卸売会社の御協力により、卸売市場で青果の袋詰め・梱包作業を行っています。

平成21年度はこうした企業内訓練を支援プログラムの柱として拡充し、利用者の実践能力向上を目指すサービスを展開していきます。また、精神障害者就労支援センター「ぱーとなー」をはじめ市内就労支援機関と密に連携しながら、より積極的な企業開拓を進めていきます。

#### ア 就労移行支援事業（定員24名）

平成21年度から、従来の精神障害者通所授産施設から障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業に移行します。施設の中での基礎的な訓練と企業内での実際の訓練により、就労とその継続に必要な能力の習得・向上を図ります。また、利用者個々の障害特性や職業適性、希望等に応じた企業を開拓するとともに職場定着の支援を行い、6か月間での就労実現を目指します。新しい事業への移行を機に、企業内訓練プログラムの確立、新たなアセスメント手法の開発などを通して、就労支援機能の強化に取り組みます。

#### 〈訓練・支援の流れとねらい〉



#### イ 短期評価コース事業（定員5名）

1か月の短期通所訓練を通して、就労を希望する精神障害者の就労準備性、職業上の課題、作業特性等について評価を行うことを目的とした財団独自の事業です。また、最近ではうつ等の感情障害により休職されている方の復職に向けた生活リズム・体調調整の場として利用されることも増えています。平成17年の事業開始以来、短期就労準備訓練事業として事業を行ってききましたが、平成21年度から、短期評価コース事業と名称を変更し引き続き運営します。

精神障害者の障害特性、なかでも環境要因によって作業能力が変動することを考えると、的確な職業アセスメントを行うためには、一定期間の通所によりその状況を観察することが必要

になります。横浜市内では通所による評価サービスを事業として行っている施設が殆どないこともあって、年を追うごとに本事業の利用者は増加しています。平成21年度はさらに関係機関に対する利用啓発を行います。また、精神障害者支援部門においては、精神障害者就労支援センター「ぱーとなー」利用者に作業評価の場を提供するとともに、これに加えてデイケア係の新規事業における作業評価の場と位置付け、本事業を通して精神障害者支援部門のサービス向上を図っていきます。

#### 就労訓練事業延べ利用者数

平成18年度	平成19年度	平成20年度 見込み	平成21年度 計画
4,041人	4,322人	4,300人	4,300人

#### (4) 精神障害者就労支援センター「ぱーとなー」

「ぱーとなー」は、精神障害者の就労促進を目的に、平成17年10月に開設しました。就労希望者には、短期就労準備訓練等を実施し、職業適性や課題を明らかにした上で職場開拓を行い、職場実習やジョブコーチによる職場適応支援等の就労支援を展開してきました。開設当初から、予想を大幅に上回る利用があり、精神障害者の就労支援に対するニーズの高さがうかがえます。

一方で、就労職場の開拓は厳しい状況にあります。平成18年度から障害者法定雇用率の算定に精神障害者が加えられることになったものの、社会的偏見は根強く、「精神障害者」というだけで話を聞いてもらえない事例も多くあります。

このような中でも、職員の熱意もあり、開設時の計画である年間支援就労者数20名を大幅に上回る実績を重ねています。

平成21年度も、企業経営者に、精神障害者についての理解を得るための様々な工夫を行いながらその就労支援に取り組めます。

##### ア 相談及び調整

就労に関する相談に対応し、本人の能力や適正、希望により支援計画を策定します。

また、他の就労支援機関との連携による情報の提供総合相談窓口として、施設・機関の紹介を行います。

##### イ 就労訓練の実施

協力企業や関係機関に委託して訓練を実施すると共に、ジョブコーチを派遣して企業と障害者の橋渡しを行い、双方の不安や課題等を解決するための支援を行います。

##### ウ 企業への雇用の働きかけ

求人誌などの情報を活用し、就労訓練を終了した人を雇用する企業、また、実習・訓練先として対象者を受け入れる協力企業の開拓を行います。

##### エ 企業支援

企業に対し、精神障害者について理解を得るための啓発活動を行うとともに、障害者雇用にあたっての対応策等についての相談・支援を行います。

##### オ 関係機関等支援

精神障害者支援センターや家族会が開催する個別就労相談や就労講座等に、職員を講師として派遣するなど、関係機関等の支援を行います。

就労支援センター（ぽーとなー）延利用者数

	18年度	19年度	20年度見込	21年度目標
相談・調整件数	4,650人	6,635人	9,400人	9,400人
実利用者数	326人	427人	475人	500人
支援終結者数 (自己就労、在職支援等を含む)	118人	139人	150人	150人
支援就労者数	42人	47人	47人	50人

(5) 精神科初期救急

精神障害のある市民の地域生活を支える基本的な仕組みの中には、いつでも安心して適切な治療を受けられる精神科医療体制を確保することが不可欠となります。

二次及び三次救急については24時間体制が整備されましたが、他の疾患と比べ精神疾患に対する救急医療は十分とは言えません。

総合保健医療センターでは、平成21年度も引き続き地域の精神科医療機関の協力を得て、市内で唯一、多くの医療機関が診療を実施していない土曜の午後及び日曜・祝日・年末年始昼間の初期救急診療を実施いたします。

具体的には、本人又は御家族が、神奈川県精神保健福祉センターの精神科救急医療情報窓口に電話相談し、外来診療が必要であると判断された場合、当センターに連絡があり、診療を行う事になります。

参考) 初期救急 : 精神症状の悪化により外来診療が必要とされる場合

二次救急 : // 入院診療が //

三次救急 : 自傷他害の恐れがあり警察官などの通報により診察を実施する場合

	18年度	19年度	20年度 見込み	21年度 計画
開所日数	120日	121日	122日	123日
受入人数	68人	53人	92人	100人

(6) 港北区精神障害者生活支援センター（平成21年6月1日開所予定）

横浜市の中期計画（平成18年度～平成22年度）では、精神障害者生活支援センターを一区に一館の整備を目標としています。既に13区まで整備が進んでいますが、港北区の精神障害者生活支援センターが市内14番目の施設として、本年6月1日に当センター4階に開設されます。

当財団では既に、横浜市で最初の施設となった神奈川区生活支援センターをはじめ、磯子区的生活支援センターの管理運営を行っており、これまで2つの施設で培われたノウハウを新たな施設に反映させるとともに、複合施設である横浜市総合保健医療センターの各機能と連携しながら、総合的な支援を展開していきます。



## 2 要介護高齢者支援事業

まもなく、団塊の世代も高齢期を迎え、我が国は本格的な高齢社会に突入します。高齢期を積極的に受け止め、多様なライフスタイルを楽しむ高齢者が多くなる反面、要介護高齢者も着実に増加し、その支援はますます重要となっています。

平成4年のセンター開設時、市内に3か所であった介護老人保健施設は、介護保険制度の創設により現在は70か所を越えるまでになり高齢者の安心は大きく前進しました。しかし、  
 ○施設の急速な整備と介護保険報酬の制約等から専門職員の定着化が進まないこと、  
 ○入所者の医療費は原則として介護報酬に包括されることなどから、医療ニーズを伴う要介護者の利用が抑制されること、  
 ○平均入所日数が延びる傾向にあり、結果として本来の在宅復帰機能を果たせなくなっていること（いわゆる老健の特養化）等の問題も生じています。

当センターでは、こうした課題に対し、介護老人保健施設「しらさぎ苑」と「診療所病床」を有機的に連携させることで、**介護度と医療ニーズの高い利用者**も積極的に受け入れるとともに、**高い在宅復帰率**を維持するなど、各部門が連携して取り組んでいます。

また、しらさぎ苑は、**全老健実地研修指定施設**の一つとして、特色ある運営で要介護高齢者・家族にきめ細かく対応しています。

平成21年度も、「効率的運営」と「質の高いサービスの提供」で、利用者の高い満足が得られるよう事業を遂行するとともに、短期入所専門病床確保及び高齢者の緊急対応居室確保など公的な役割を担ってまいります。

### (1) 介護老人保健施設 「しらさぎ苑」

(一般棟50床 認知症専門棟30床 通所リハビリテーション定員20人)

介護保険制度に基づき、介護認定された要介護高齢者の方々に、「施設入所」・「短期入所」・「通所によるリハビリ」の介護サービスを提供するとともに、通所リハビリテーションでは、制度改正により利用対象となった**要支援高齢者の介護予防**にも取り組みます。

経営効率の面からは厳しいものの、公立施設の使命として、市民要望の強い、**短期入所希望者**や**医療的サポートの必要な利用者**の利便に引き続き寄与するとともに、老人保健施設の本来機能であり、他施設に比較して高い実績を誇る**在宅復帰率**の維持にも努めます。

経営改革計画のもと、職員が一丸となって稼働率の向上と経費削減に取り組んだ結果、しらさぎ苑は、平成18年度**初めて事業別収支を黒字**とすることができました。この実績と利用者の要望を踏まえ、平成20年度から**通所リハビリテーションの土曜開所**を実施しました。平成21年度は通所リハビリテーションの内容充実にも取り組み、さらなる利用者ニーズに対応します。

また、平成21年度にはより質の高いサービス提供が実現できるよう福祉サービス第三者評価を受審し、改善の努力を続けていきます。

延利用者数

	18年度	19年度	20年度 見込み	21年度 計画
一般棟 50床	17,607人	17,944人	18,000人	<b>18,000人</b>
認知症専門棟 30床	10,968人	10,975人	11,000人	<b>11,000人</b>
通所リハビリ 20人	4,365人	4,442人	5,000人	<b>5,400人</b>

## (2) 診療所病床

### (医療病床7床 介護療養病床12床)

有床診療所の19床については、現在、7床を医療病床として医療対応が必要な高齢者等に対応するとともに、12床を介護療養病床として要介護高齢者の受け入れを行い、介護ニーズと医療ニーズを併せ持つ中重度者に対応しています。

また、市の「難病患者等居宅支援事業」として難病の方の一時入所も引き続き実施します。診療所病床については、入院期間を原則48時間以内という規制が撤廃されましたが、反面安全管理や急変時についてより厳しい対応が求められています。また、国の療養病床削減方針のもと、介護療養病床は平成23年度末で廃止されることとなっています。いずれについても、国等の動向を注視しながら、センターにおける診療所病床の活用について横浜市と検討してまいります。

#### 延利用者数

	18年度	19年度	20年度 見込み	21年度 計画
診療所病床	6,989人	7,039人	7,100人	7,100

## (3) 介護予防事業

平成18年度から実施している、横浜市の介護予防事業における「脳力向上プログラム実施事業」を受託し実施します。

プログラムの対象者は、横浜市内在住の一般高齢者で、記憶・学習・思考などの認知機能の維持・向上を図り、自立した生活を続けられるようにすることを目的とします。

#### 19年度実績

実施期間・回数	登録参加者数	延参加者数
平成20年10月9日～平成21年3月19日 (全8回を2コース)	2コース19人	124人(見込)

### 3 地域医療機関支援事業

大病院指向をあらため、病院、診療所がそれぞれの機能を発揮し、相互に補完し合う「病・診連携」は、他都市に比べ著しく病院病床の少ない本市にあつては、医療資源の有効活用ということからもとりわけ重要であり、本市、関係団体においても、統一紹介状の作成等を通じ、診療所から病院への紹介率、病院から診療所への逆紹介率の向上に積極的に取り組んでいるところです。

この「病・診連携」が十分に効果を発揮するためには、かかりつけ医等の地域医療機関である診療所における適切な診断が必須であり、このためには最新の検査機器の整備が不可欠となります。

センターでは、開設以来、地域医療機関が設置場所や投資費用等の関係から整備することが難しい高度・高額医療機器を整備し、依頼に応じ検査・診断等を行うことで地域医療機関の診療を支援しています。医療機器の性能は日進月歩であることから、適時の更新を行うとともに、小型化やコストダウンにより地域医療機関に普及した機器については廃止するなど、これら共同利用機器の稼働率向上に努めています。

また、当センターが「精神障害者支援事業」「要介護高齢者支援事業」で培ったノウハウと専門スタッフを活用して、地域医療機関では事業展開しにくい認知症迅速診断外来や高齢者生活習慣病外来にも取り組み、これらの患者さんのフォローを地域医療機関につなげることにより連携支援を行っています。

平成21年度もこれらの事業を着実に推進するとともに、共同利用件数、外来患者数の増加と効率的運営に努めます。

#### (1) 高額医療検査機器の共同利用

地域医療機関ではスペースや採算性により設置困難なMR I（磁気共鳴イメージング装置）やCT（コンピュータ断層撮影装置）等の画像診断機器や、トレッドミルや心臓超音波装置、内視鏡装置等を整備し、地域医療機関の依頼に応じて、検査、診断を施行してまいります。

当センターにおける当該事業について、平成20年度は横浜市医師会報に事業案内を掲載してきましたが、平成21年度は近隣医療機関や新規開業医療機関に対するPR等も行い、地域医療機関への支援及び共同利用件数の増加に努めます。

延利用者数

	18年度	19年度	20年度 見込み	21年度 計画
MR I 検査	3,036人	3,162人	3,000人	3,200人
CT検査	1,224人	1,371人	1,400人	1,500人

#### (2) 認知症診断外来・認知症外来

従来の「痴呆」からの呼称変更を契機に、認知症への関心とこれを疾病の一つとして受け止め、早期診断、早期治療を受けようとする気運が高まりました。

当センターではこれに対応するため、業務の効率化をはかりより多くの市民の診断に努めております。センターの認知症診断は、共同利用のMR I装置を活用し、原則として二度の来院で迅速診断を行うことが特長です。認知症と診断された方には、治療が可能な地域医療機関を紹介しますが、専門医師が少ないこともあり、一部の患者さんについては、センター外来でフォローしています。

認知症診断・外来件数

	18年度	19年度	20年度 見込み	21年度 計画
認知症診断 外来	700件	755件	760件	760件
認知症外来	1,280件	1,682件	1,750件	2,000件

(3) 生活習慣病等外来

横浜市では、健康寿命の延伸をテーマに「健康横浜21」運動を展開し、死因の6割を占める、がん・脳卒中・心臓病の三大生活習慣病対策等に取り組んでいます。

また、最近では、内臓脂肪型肥満に加えて血糖値、血圧、血清脂質のうち2つ以上が危険域にあるメタボリックシンドロームも、動脈硬化を年齢相応より早く進行させるものとして問題となっています。喫煙に伴う「肺の生活習慣病」である慢性呼吸器病疾患（COPD）ともあわせ21世紀の生活習慣病の概念は非常に広義になっています。当センターにおいても高齢者を側面から支援するため、啓発活動とともに原因治療に重点をおいた生活習慣病外来を充実してまいります。

また、一般医療機関が取り組みにくい、障害者に対する生活習慣病の外来診療に取り組んでまいります。

	18年度	19年度	20年度 見込み	21年度 計画
生活習慣病等 外来	2,417人	3,529人	3,650人	4,000人

## 4 総合相談事業

総合相談事業は、精神障害者支援・要介護高齢者支援・地域医療機関支援について**統合した一つの窓口で対応**するもので、全国に類を見ない総合保健医療センターの特徴の一つです。

平成21年度も、利用者や家族の幅広い相談に適切に応じるため、保健師・社会福祉職などの専門職を配置した総合相談室を核として、各施設が有機的な連携を図ることにより、要援護者の在宅生活を専門的・総合的に支援してまいります。

### (1) 相談・情報提供

精神障害者や高齢者等の方々の、福祉・保健・医療に関する様々な相談に対応し、適切な情報の提供と助言を行うことで、引き続き住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう支援します。

### (2) 施設サービス受入会議

精神障害者の施設利用開始、高齢者の長期入所受入れにあたり、利用者ニーズや適切なサービス提供等について、医師、看護師、ケアワーカー、ケアマネージャー、栄養士、作業療法士、理学療法士、保健師、ソーシャルワーカー等（以下専門職等という）による受入会議で検討します。

### (3) 評価会議・支援会議

高齢者に対しより適切なケアが提供できるよう、多職種間で利用者の情報を共有するため、専門職等による評価会議を毎週開催します。

また、精神障害者に対しては専門職に加え、ご本人や地域支援者を交えた支援会議を毎週開催します。

### (4) ケアカンファレンス（ケアプラン会議）

高齢者に対し提供するサービスの計画書であるケアプランの、作成、修正、再評価、退所評価を行うため、専門職等によるケアカンファレンスを毎週開催します。

### (5) 二次相談支援機関

「横浜市障害者プラン」では、障害者の相談支援システムの体制整備を重点施策の一つに掲げ事業を推進しています。

この事業では、障害者及び家族ならびに、地域作業所、地域ケアプラザ等の「身近な相談者」に対し、専門職員を配置しケアマネジメントなどの個別的な支援を行う、区福祉センター生活支援センター等の「一次相談支援機関」、さらにこれらを障害毎の専門性でサポートする「二次相談支援機関」が実施機関として位置づけられています。

当センターは実質的に相談機能を有していること、精神障害を専門分野とする機関は、「横浜市こころの健康相談センター」だけで身体・知的障害に比べ少なかったこと、さらに当財団の公的使命にも鑑み、市に対し二次相談支援機関の申請を行った結果、平成19年10月に認定されました。平成20年度は障害者やその家族、一次相談支援機関からの相談に対し支援を行うとともに、港北区自立支援協議会等へ出席し、地域の相談支援を行ってまいりました。平成21年度はさらに積極的な事業展開で横浜市の施策推進に寄与してまいります。

## 5 財団自主事業

指定管理者は、総合保健医療センターの運営に関して、条例の規定に基づき、自主的な企画・運営による自主事業を行うことができます。

平成21年度も、センターの理念と運営の基本方針に合致し、当財団の「寄附行為」や「基本理念」に沿った公益的使命に基づいた事業を展開します。

### (1) 訪問看護ステーション「みんなのつばさ」

精神障害者の在宅医療支援、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ中重度高齢者に対する在宅支援により、センター機能の一層の充実を図ることを目指して、平成19年1月から訪問看護をスタートし、利用者数も年々増加しています。

一般の訪問看護においても統合失調症等の利用者が一定数含まれることは統計的に知られていましたが、精神障害者に対する訪問看護を開始してみて、重層的な支援機能をもつ当センターであるからこそ、より質の高い支援ができることを実感しています。利用者一人に要する時間が長くなり診療報酬、介護報酬では費用をカバーしきれないなどの課題はありますが、公益性と効率性の均衡もとりながら、センターの理念に沿った特徴ある運営に努めます。

延利用者数

18年度 (3か月間)	19年度	20年度見込	21年度計画
139人	2,741人	3,300人	3,600人

### (2) 精神障害者リハビリテーション講座

精神障害者支援に携わっている職員等を対象に、外部講師を招聘するなどして「精神障害者のリハビリテーション」に関する講座を開催します。

平成20年度は1回だけの開催となりましたが、平成21年度は通算50回目と記念の講座を開催します。

### (3) 家族SST (有料)

当事者のいる家族が、あまり無理をせず、少し楽にご自身の生活を営めるような工夫について、SST (Social Skills Training) を通じて取り組んでいきます。横浜市全区を対象に、年2回実施していきます。

### (4) 認知症支援講座等

#### ア 認知症を理解するための家族教室 (有料)

認知症の方を介護する家族が、認知症に対する理解と知識を深めることにより、介護の負担が軽減できるよう支援をします。対象は当センターを利用する認知症患者のご家族で、一回2時間程度の講義・懇談を4回シリーズで実施します。

#### イ 認知症介護者カウンセリング (有料)

認知症の方を介護する家族の介護上の悩みや不安について個別に相談し、心理的援助によって、介護負担の軽減を図るための支援をします。

当センター診療所の認知症診断外来受診者の家族及び介護教室受講者を対象に臨床心理士によるカウンセリングを行います。

#### ウ 認知症専門医の派遣（有料）

各区役所から認知症の理解と知識を深めるための講演会等の依頼に対し、当センターの認知症専門医を派遣することにより、当センターの事業PRをするとともに、センターの専門性を市民に提供します。

### （5）高齢者支援シニアフィットネス事業

#### ア 運動指導事業（有料）

高齢者や生活習慣病などの有患者に対し、診療所機能と密接な連携を図りながら、医療及び運動生理学の両面から運動処方を作成を行うとともに、身体機能の向上や寝たきり防止のための運動プログラムの提供及び実技指導を行います。さらに、地域の包括支援センターと連携を図り、高齢者の自立や介護予防サービスなど横浜市の高齢者支援事業のフォローアップを運動面から支援します。

#### イ 運動指導員派遣事業（有料）

区役所や地域ケアプラザにおける、介護予防・自立支援事業による転倒骨折予防教室、健康づくりや疾病の予防改善を目的とした事業に対し、運動指導員を派遣し実技指導を行うとともに、派遣先において、当センターの事業を紹介し地域に情報の提供を行います。

### （6）健康づくり講座（有料）

健康づくりや疾病の改善に関する情報が氾濫している中、医師をはじめとする医療従事者等専門知識を備えた講師による健康講座を開催し、正確な情報を市民に提供します。また、当センターの事業を紹介し必要に応じ個別相談を行います。

### （7）研修事業

#### ア ケアマネジャー研修

介護支援に関する当センターの専門性を活かし、市内の居宅介護支援事業者のケアマネジャーを対象に研修を行うとともに、ケアマネジャーとの連携強化、センター事業のPRを図ります。

#### イ 動物介在療法（アニマル・セラピー）研修事業

地元の専門学校と連携し、医療・福祉分野での動物介在療法の研修及び資格取得のための評価を行い、併せて老健施設の利用者へのサービス向上と、満足度向上等を図ります。

#### ウ 実習生、研修生の受け入れ

複合施設である総合保健医療センターが持つ機能や実績を活用し、大学医学部、看護大学、看護専門学校、社会福祉系大学、医療技術大学、施設職員等の学生を対象に、専門職種の人材育成を目的として、各部門において実習生、研修生の受け入れを実施します。

#### エ 臨床研修医の受け入れ

質の高い医療を継続するには、研修医の質の高い教育が必須です。

当センターでは「地域医療」の研修機関として、継続して臨床研修医を受け入れており、平成17年度、18年度には横浜市大病院から優秀指導医を受賞しました。今後も教育プログラムの工夫を行い、受け入れを実施します。

#### オ 全国介護老人保健施設協会実地研修

当センターの「しらさぎ苑」は全老健が一定の条件を満たした、実地研修施設の一つとして位置づけられています。平成21年度は専門実技習得コース「認知症」の研修を実施し、引き続き他施設職員のケアサービスの質の向上に寄与していきます。

## 6 総合保健医療センターの維持管理等

### (1) 総合保健医療センターの維持管理

「指定管理者の業務の基準に従い」

- 1 施設・設備機器保守管理業務
- 2 清掃業務
- 3 什器備品等の管理業務
- 4 保守警備業務
- 5 環境衛生管理業務
- 6 廃棄物処理運搬業務
- 7 情報管理システム保守管理業務を行います。

### (2) その他の業務

「指定管理者の業務の基準に従い」

- 1 事業計画書の作成
- 2 事業報告書の作成
- 3 自己評価の実施
- 4 苦情解決機関の運営
- 5 安全管理に関する取り組み
- 6 個人情報の適切な管理
- 7 情報公開
- 8 横浜市が実施する事業への協力を行います。



## 精神障害者生活支援センター管理運営事業

生活支援センターは、地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、相談、地域交流活動の促進等を行うため設置され、精神障害者一人ひとりが、地域の中で安心して自分らしい生活を送れるように様々な支援をします。

総合保健医療財団では、これまでの神奈川区生活支援センターのほか、平成18年11月から磯子区生活支援センターと2か所の生活支援センターの運営を行っていますが、平成21年6月1日からは、港北区生活支援センターを横浜市総合保健医療センター内に設置することとなり、これまで2館の運営で培ってきたノウハウを活用して行きます。

横浜市の生活支援センターは、自立支援法の施行に伴い、一次相談支援事業所として位置づけられています。

### 1 主な事業内容

- ア 日常生活の支援……生活の基本である住居、就労、食事等日常生活に即した課題に対する個別・具体的な援助
- イ 相談等……電話・面接等により服薬、金銭管理、対人関係等日常的な問題、悩み、不安、孤独感の解消を図るための助言、指導
- ウ 生活情報の提供……住宅、就労、公共サービス等の情報提供
- エ 地域交流の促進……レクリエーション等精神障害者の自主的な活動、地域住民との交流等を図るための場の提供
- オ その他……地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業

### 2 各施設の事業

#### (1) 神奈川区生活支援センター

- ア 退院促進支援事業 平成18年度のモデル事業の受託に引き続いて、平成19年度から本格実施を行っています。
- イ 利用者数については全市で首位となっていることから、現状を維持し、サービスの質の向上に努めます。

#### (2) 磯子区生活支援センター

- ア 開設4年目を迎えて、生活支援センターとしての基本的事業を充実し、利用者の増を目指します。また、平成20年11月から、磯子区役所の「うつ状態の人の家族支援及び地域支援」事業を受託し、うつ状態の人が安心して地域生活を送ることができるよう、気軽に相談できる体制づくりを行いました。また、家族を対象とした、不安や負担を軽減するための相談や家族教室を開催しています。さらに、講演会等を開催し、地域住民への理解を促しています。

	18年度	19年度	20年度 見込み	21年度 計画
神奈川区	30,342人	31,667人	32,400人	32,400人
磯子区	6,968人 (11月開所)	22,531人	25,000人	26,000人